

探偵業届出証明書

下記の探偵業については、平成20年11月18日付けで探偵業の業務の適正化に関する法律第4条~~第十項~~^{第十項}第2項の規定により届出書を提出したことを証明する。

法第4条第1項
の届出書を
提出した年月日

平成19年6月28日

商号、名称又は氏名
(法人にあっては
代表者の氏名)

株式会社セレーノ
代表者 五十嵐 怜

営業所の名称

総合探偵社セレーノ

営業所の所在地

横浜市鶴見区豊岡町22番27号

営業所の種別

主たる営業所

広告又は宣伝
をする場合に
使用する名称

なし

平成20年 12月 3日

神奈川県公安委員会



本書は、公安委員会が届出書の提出をした者に交付するものであり、許可証ではありません。

探偵業届出証明書

下記の探偵業については、平成20年 11月 18日 付けで探偵業の業務の適正化に

関する法律第4条 第1項 第2項 の規定により届出書を提出したことを証明する。

法 第 4 条 第 1 項
の 届 出 書 を
提 出 し た 年 月 日

平成20年 11月 18日

商号、名称又は氏名
(法人にあっては、
代表者の氏名)

株式会社 セレーノ
(五 十 嵐 怜)

営業所の名称

総合探偵社セレーノ東京支社

営業所の所在地

東京都大田区南六郷3丁目18番1-209号
アミティ南六郷

営業所の種別

その他の営業所

広告又は宣伝
をする場合に
使用する名称

探偵社セレーノ東京

平成20年 11月 18日

東京都公安委員会



探 偵 業 届 出 証 明 書

下記の探偵業については平成 21 年 1 月 26 日 付けで探偵業の業務の適正化に
関する法律第4条 **第1項** の規定により届出書を提出したことを証明する。
第2項

法 第 4 条 第 1 項
の届出書を提出
した年月日

平成 21 年 1 月 26 日

商号、名称又は氏
名(法人にあって
は、代表者の氏名)

山口 賢治
(代表者)

営 業 所 の 名 称

セレーノ郡山支店

営 業 所 の 所 在 地

福島県郡山市日和田町字千峯垣95番地の7
サンロード老番館203号

営 業 所 の 種 別

主たる営業所

広 告 又 は 宣 伝
を する 場 合 に
使 用 する 名 称

セレーノ郡山支店

平成21年1月26日

福島県公安委員会



備考

- 1 「営業所の所在地」欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。